

# 松伏町住民活動補償制度

## のご案内



松伏町

総務課 庶務防災担当

平成28年6月改正版

## 【目的】

自治会連合会、自治会及び町内に活動拠点を置く住民団体が、ボランティア活動や公益的活動(以下「住民活動」という。)中に不測の事故により当該活動の参加者等の生命、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合や、指導者や直接住民活動に参加する町民が負傷、死亡した場合にこの制度により補償し、町民の住民活動の健全な育成発展を図ることを目的としています。

## 1. 定義

### ①住民団体等

自治会連合会、自治会及び町民により自発的かつ自主的に構成された団体及びその指導者です。

### ②住民活動

自治会連合会、自治会及び住民団体が行う社会教育活動、青少年育成活動、社会福祉活動、社会奉仕活動及び自治会活動であって、本来の職場を離れて行う継続的、計画的、公益性のある能動的活動です。

※ただし、政治、宗教及び営利を目的とする活動は除きます。

### ③指導者

住民団体において、住民活動の計画立案及び運営の指導的地位にあるもの。

### ④参加者

住民活動に自主的に直接参加するものであって、見物人や観覧者を除きます。

(※傷害事故については、自助のための参加は参加者に含まれません)

## 2. 被補償者の範囲

①賠償責任補償は、自治会連合会、自治会及び町内に活動拠点を置く住民団体及びその指導者が対象です。

②傷害補償は、自治会連合会、自治会及び住民団体の指導者若しくは参加者が対象です。

※自治会連合会、自治会については登録の必要はありません。その他の住民団体は、町に登録届出書の提出が必要になります。

なお、登録届出書の提出の際に、できれば団体の活動内容が分かる書類（規約、年間活動計画、会員名簿等）を添付してください。

## 3. 住民活動の具体例

◇自治会連合会、自治会などによる地域活動、清掃活動、防犯・防災活動、お祭り、運動会、交通安全活動等

◇社会奉仕活動、公園・河川等清掃活動、資源回収・リサイクル活動等

◇青年団、婦人会、PTAなど社会教育関係団体による公益的活動

◇福祉施設の慰問、高齢者・身体の不自由な方への支援・手話通訳などの社会福祉活動等

## 4. 補償の内容と補償金の額

### 《賠償責任事故》

自治会連合会、自治会及び住民団体が住民活動中に過失により参加者や第三者の生命、身体、財物に損害を与え、指導者等が法律上の損害賠償責任を負う事故をいいます。

補償区分	補償限度額
身体賠償	1人 1億円、1事故 3億円
財物賠償	1事故 1000万円
保管物賠償	1事故 500万円

#### 【備考】

※活動場所と自宅との往復中の賠償事故は対象外です。

### 《傷害事故》

自治会連合会、自治会及び住民団体の指導者又は参加者が住民活動中に急激かつ偶然な外来の事故により負傷又は死亡した事故をいいます。また、活動場所と自宅との通常経路の往復中の事故も補償されます。

補償区分	補償金額
死亡・後遺障害補償金 (事故発生日から180日以内にその事故による傷害が原因で死亡したとき又は、後遺障害を生じたとき。)	1人 200万円 (後遺障害は、障害の程度により6万円から200万円)
入院補償金 (事故発生日から180日までの入院を限度とする。)	1人/1日 3,000円
通院補償金 (事故発生日から180日までの通院に対して通院日数90日を限度とする。)	1人/1日 2,000円

#### 【備考】

※入院補償金及び通院補償金は、事故の日から該当します。

※熱中症（熱射病・日射病）及び細菌性・ウイルス性食中毒も補償の対象になります。

※傷害事故の適用除外

- ①スポーツ団体、文化団体、芸術団体の本来の活動中の傷害事故
- ②公民館総合補償制度の適用を受ける傷害事故
- ③参加者が継続的に行うスポーツ・レクリエーション活動中の傷害事故
- ④国外における活動

## **5. 対象とならないおもな事故**

指導者や参加者の故意による場合、戦争、暴動、地震、台風、洪水等自然災害及び人為的災害等

### **《賠償責任事故》**

- ◆車両の所有、使用又は管理に起因する事故(車両に自転車は含まれません)
- ◆施設の建設、修理などの工事に起因する事故など
- ◆同居の親族に対して負担する責任

### **《傷害事故》**

- ◆疾病(死亡弔慰金が支払われる事案に該当する場合や熱中症(熱射病・日射病)及び細菌性・ウイルス性食中毒を除く)や脳疾患又は心神喪失による事故
- ◆医学的他覚所見のない腰痛、むちうち症
- ◆自殺行為、犯罪行為、闘争行為による場合など
- ◆車両の無資格運転や酒酔い運転に起因する事故

## **6. 事例からみる事故の判定**

### **《賠償責任事故》**

Q1. 自治会が主催する夏祭りでやぐらの組み立ての際、近くに駐車していた宅配車両にやぐらの一部をぶつけて車体に傷をつけてしまった。

A1. 自治会活動中の過失によるもので対象となります。

Q2. 住民団体主催の講演会の会場内で、主催者が用意した機器が突然倒れ、来場者がケガをしてしまった。

A2. 住民活動中の過失によるもので対象となります。

Q3. 自動車で防犯パトロール中、通行人をはねてケガをさせてしまった。

A3. 自動車による事故は賠償事故補償の対象となりません。ただし、活動者自身がケガをした場合は、傷害補償の対象となります。

### **《傷害事故》**

Q4. 自治会主催の運動会で、リレー選手として参加。競技中に転倒し、全治10日の捻挫を負ってしまった。

A4. 選手は直接の参加者ですので、対象となります。なお、見物人はこの制度の対象者とはなりません。

Q5. 自治会の定例の清掃ボランティア活動に向かう途中で段差に足をとられて転倒しケガをしてしまった。

A5. 住民活動に参加するための往復の中でのケガは対象となります。ただし、途中で寄り道をしてのケガは対象となりません。通常の合理的な経路途上での事故が補償の対象となります。

Q6. 住民団体主催の体験講座で受講者が講義中に転倒しケガをしてしまった。

A6. 講座の受講者は自助を目的として参加されていますので、この制度の対象者とみなされません。

Q7. 国勢調査員、統計調査員の事故は対象となりますか。

A7. 住民活動ではないことと、行政協力員であるため対象となりません。

## **7. 事故発生後の手続き**

### **【1】事故の速報**

事故が発生した時は、活動団体の責任者が速やかに次のことを担当課に連絡してください。

#### ◆事故の発生事項

- |  |
|--|
| ①事故発生日時、場所、事故状況<br>②被害者(受傷者)の住所、氏名、年齢、電話番号<br>③事故状況<br>④被害(受傷)の程度<br>⑤加害者(損害賠償事故の場合)の住所、氏名、年齢、電話番号 |
|--|

### **【2】事故報告書(所定様式)の提出**

事故報告書は、事故の日から15日以内に自治会活動、住民活動の責任者より提出してください。

#### ◆添付書類(必要に応じて提出していただきます)

- |  |
|--|
| ①団体の概要が把握できるもの(会則・規約等)<br>②当日の活動が把握できるもの(通知文等)<br>③当日の参加者名簿(名前だけで結構です)<br>④団体の年間計画表(総会資料等)<br>⑤賠償責任(物損)の場合、損害の状態がわかる写真など |
|--|

※事故報告書の提出後、担当課から保険会社へ手続きをします。その後制度適用となるか判定し、対象者に補償金請求書兼事故証明書をお送りします。

### **【3】補償金請求書兼事故証明書の提出**

補償金請求書兼事故証明書を記入し、担当課へ提出してください。

#### ◆添付書類

- |                             |
|-----------------------------|
| ①医療機関の診察券の写し<br>②診察料の領収書の写し |
|-----------------------------|

◎傷害事故は、治療が終わったら速やかに請求してください。

◎賠償責任事故は、役場の担当課と相談しながら被害者との間で示談をしていただきます。

### **【4】補償金の支払い**

保険会社から補償金の対象者の指定した口座に振り込まれます。

## **8. 問合せ先**

松伏町役場

担当課 総務課 庶務防災担当

住 所 松伏町大字松伏2424番地

電 話 048-991-1893

F A X 048-991-7681

